

一般社団法人もくもく定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人もくもくと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府舞鶴市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいを持つ子の余暇活動の充実と、障がいを持つ子の親が安心して就労することのできる環境を整えること、さらに、その障がいを持つ子が成長して生涯を健やかに暮らすことのできる環境を提供することを目的とする。この目的を遂行しつつ、お互いの親、子、兄弟、携わる人々がともに協力し、広く社会の一員として一人ひとりが自らの願いを実現し、一人ひとりが自らの能力を発揮できる場を創出することを目指すものである。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国、京都府及び舞鶴市の障害児者に関する制度に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (3) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (4) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (5) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (6) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (7) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (8) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (9) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (10) その他、上記目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、代表理事の定めるところにより申込みをし、理事の過半数の同意による承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2)総社員が同意したとき。
- (3)当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)社員の除名
- (2)理事の選任又は解任
- (3)理事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)不可欠特定財産の処分の承認
- (8)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)社員の除名

(2)定款の変更

(3)解散

(4)不可欠特定財産の処分

(5)その他法令で定められた事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事5名以内

2 当法人に理事2名以上いるときは理事のうち1名を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

3 理事1名のときは、当該理事を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 当法人に理事2名以上いるときは代表理事及び業務執行理事を、理事の過半数の決定

によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事の過半数の同意により、この法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第25条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事の過半数の同意を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成した上で、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第28条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産)

第29条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第31条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第32条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第9章 附 則

第33条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

京都府舞鶴市字今田842番地3	嵯峨根睦子
京都府舞鶴市字喜多398番地1	中野和子
京都府舞鶴市字喜多823番地の19	長水智恵
京都府舞鶴市字七日市320番地の6	木内郁子
京都府舞鶴市字上福井2147番地の4	池田徳代
京都府舞鶴市田中町49番地23	西 一代
京都府舞鶴市字女布2番地147	笛木尚之

第34条 この法人の設立時理事及び設立時代代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	嵯峨根睦子	中野和子	長水智恵
設立時代代表理事	嵯峨根睦子		

第35条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日始まり平成24年3月31日に終わる。

第36条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところとする。

以上は、当一般社団法人の定款に相違ありません。

令和 年 月 日

一般社団法人もくもく 代表理事 嵯峨根睦子